

法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。

http://www.moj.go.jp/

我が国では、顔の画像情報をパスポートに記録した「IC旅券」を
来年早々に発行する計画が進んでいます。法務省では、この度
その実証実験を行いましたので、その概要とバイオメトリクスを活用した
最近の出入国審査改善のための取組状況を紹介します。

バイオメトリクスとは?

「顔」「指紋」「目の虹彩(ひとみの周りの部分)」など、人の身体の一部の特徴生体情報を用いて本人確認を行う技術のことを「バイオメトリクス(生体情報認証)」といいます。このバイオメトリクスを活用し、海外旅行に必要な旅券(パスポート)などに生体情報を組み込むことにより、空港での手続がより早くできるのではないかと期待されています。

IC旅券とICカード

現在、世界各国では、国際共通規格のICチップに生体情報を記録した旅券(IC旅券)を発行することが計画されています。日本においても、来年3月までに顔の画像を利用した新しい旅券が発行される予定とな

3つの空港手続で実証実験!

法務省ではこのようにIC旅券やICカードに記録された生体情報を利用して、出国審査の仕組みを改善する方法について調査



実証実験に使用したIC旅券とICカード

また、航空会社でもバイオメトリクスを活用したカード(ICカード)を用いて、搭乗手続(チェックイン)や安全検査(セキュリティ・チェック)を迅速かつ確実に行えるよう準備を進めています。

研究を進めています。その一環として、去る2月7日から3月25日までの間、成田国際空港第二旅客ターミナルビルにおいて、関係府省や航空会社などと連携して「e-passport実証実験」を行いました。

平成16年度 e-Passport連携実証実験 概要図



裁判手続を悪用した架空請求にご注意

最近、裁判所の督促手続や少額訴訟手続を悪用した架空請求が見られます。裁判所から書類が届いた場合には、身に覚えがなくても放置せず、裁判所に確認したり、弁護士・消費者生活センター等に相談してください。詳しくは、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)をご覧ください。

新しいパスポート、「IC旅券」成田で実験が行われました



「空港での出入国審査は並はずしに早くしてほしい」でも偽造パスポートなどの不法入国は厳しくチェックしてほしい」

国民の皆さんのこのような切実な願いが実現しようとしています。人の「顔」などの生体情報を記録した新しいパスポート、「IC旅券」や「ICカード」がその一例です。最近の出入国管理の動きを紹介します。

「顔」「指紋」「目の虹彩(ひとみの周りの部分)」など、人の身体の一部の特徴生体情報を用いて本人確認を行う技術のことを「バイオメトリクス(生体情報認証)」といいます。このバイオメトリクスを活用し、海外旅行に必要な旅券(パスポート)などに生体情報を組み込むことにより、空港での手続がより早くできるのではないかと期待されています。

今回の実証実験の結果については、今後詳細に分析・整理して円滑な本格実施に向けて生かしていくこととなります。空港内ではこれまで、様々な手続のために長い行列ができてしまうといった場面がしばしば見受けられました。今回の実証実験により、バイオメトリクスを活用した方法によってどの程度スピードアップが図られたかが判明します。また、認証装置の使用心地などについて参加者にアンケート調査も実施

更に進むバイオメトリクス活用

日本と諸外国との間で人の交流が増加する中で、出入国管理の果たす役割はますます重要となっております。したがって、空港を利用する人々がより便利に

なるように今後とも工夫を凝らしていく必要があると同時に、犯罪者や不法に入国しようとする人については水際でこれをしっかりと阻止する必要があります。そのために、法務省では現在、IC旅券が正しいものであるかどうかを素早く確認するシステムをつくること、ICカードを使った「自動化専用ゲート」の試験運用などについても検討を進めています。そして今後とも、皆さんが安全で快適な旅をしていただけるようバイオメトリクスの活用を積極的に進めていきたいと考えているので御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

こんな人権侵害が増えています。

インターネットを悪用した人権侵害が急増しています!

インターネットの急速な普及に伴い、インターネット上の掲示板に他人の氏名、住所、電話番号を書き込むことでプライバシーを侵害したり、特定の人名譽を傷つける情報を書き込みをする等といった人権侵害事件が急増しています。

具体的には、平成11年には17件であったものが、平成16年には198件に上り、10倍以上の大幅な増加となっています。

被害者の申告をしてくだい

被害者の申告 → 調査 → 侵害事実を認定 → 救済のための措置

法務省・地方法務局及びその支局

被害救済の流れ

法務省・地方法務局及びその支局

被害者の申告

調査

侵害事実を認定

救済のための措置

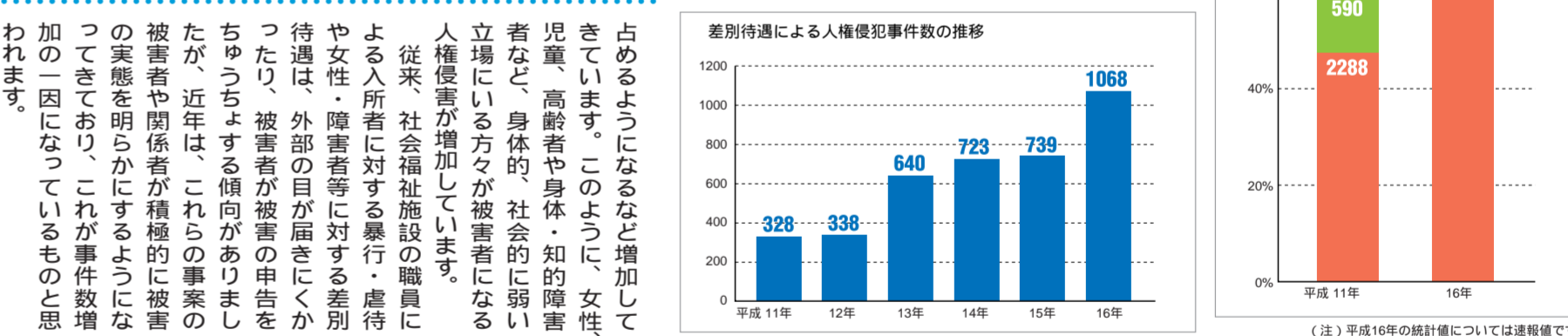
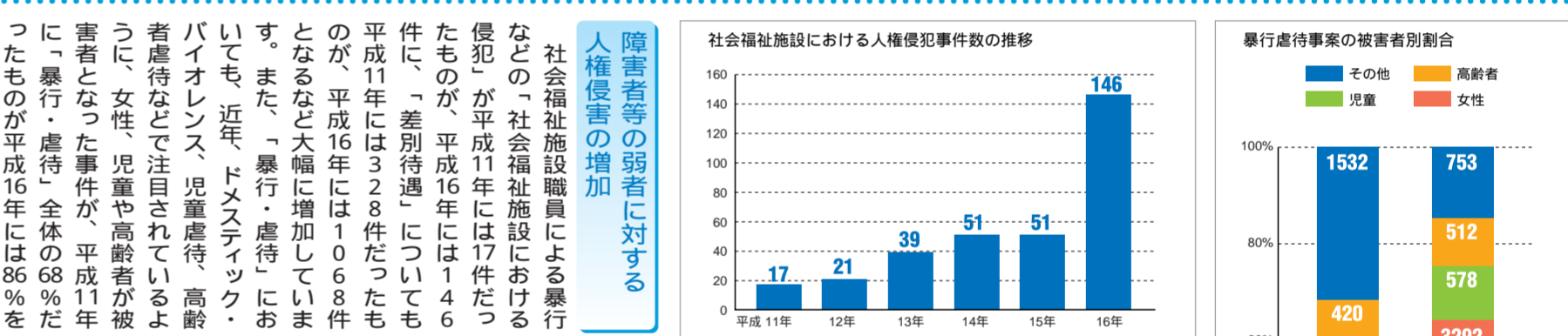
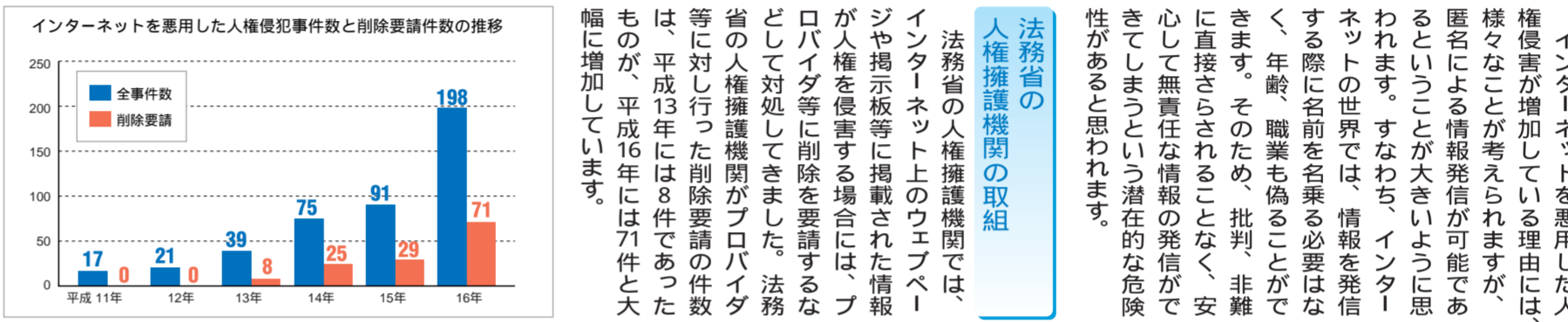
認定できない場合もあります

処理結果通知アフターケア

いろいろな措置があります。人権侵害の被害者への対応も行っていきます。

人権侵害の被害者への対応も行っていきます。

人権侵害の被害者への対応も行っていきます。



人権相談などは 最寄りの法務局へ

人権相談や人権侵害の調査は法務局・地方法務局において取り扱っておりますので、最寄りの法務局・地方法務局又はその支所まで被害の申告をしてください。

なお、被害の申告をされる際には、法務省ホームページに掲載されている「被害申告シート」を御利用いただくと便利です。

「第47回全国矯正展」が開催されます。

日時: 6月3日(金)10:00~16:30
6月4日(土)9:30~16:00
場所: 千代田区北の丸公園内、科学技術館
概要: 「行刑施設の現状とこれから」をパネル展示、女子刑務所の紹介、少年院や少年鑑別所の紹介、刑務所作業製品の展示・即売、模擬倉庫の展示

6月1日に、「全国一斉」人権擁護委員の日、特設人権相談所が開設されます!

法務省と全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。この「人権擁護委員の日」に全国各地で特設人権相談所を開設し、地域住民の皆様からの相談に応じます。開催場所・時間等については、お近くの法務局・地方法務局へお問い合わせください。

法務大臣感謝状が鑑定区に贈呈されました。

鑑定区として多年にわたり検察に協力していただいた方に対し、法務省では法務大臣感謝状を贈呈し、感謝の気持ちを表しています。本年度は、去る2月22日(火)、9名の方に感謝状が贈呈されました。

「スマイル子育て応援プラン」に取り組んでいます。

法務省・公安審査委員会・公安調査庁では、平成16年12月に次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画として「スマイル子育て応援プラン」を定めました。主たる内容は以下のとおりですが、詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

妊娠中及び出産後における配慮
子どもの出生時における父親の休暇取得の促進
育児等を取得しやすい環境の整備
子育てを志す職員を支援するための取組
超過勤務の縮減
休暇取得の促進
その他の次世代育成支援対策に関する事項

裁判員制度の講師を派遣します!

法務省では、学校の授業や自治体の市民講座等で裁判員制度や刑事裁判の仕組みなどを学ぶ企画がある場合、可能な限りその講師を派遣することとしております。詳しくは、次のところに御相談ください。

法務省刑事部裁判員制度啓発推進室
電話: 03-3580-4111(内) 5653

法務教官採用試験について

少年院や少年鑑別所で勤務する法務教官を採用する法務教官採用試験が、以下の日程で実施されます。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

受付期間	期日	試験
第1次試験	平成17年4月1日(金)~平成17年4月15日(金)	筆記(受付法務省各矯正区、那覇少年鑑別所)
	平成17年6月12日(日)	(試験地)全国12試験地 (試験内容)教養試験(多様選択式)、専門試験(記述式)
第1次試験合格発表	平成17年7月5日(火)	(発表会場)人事院事務局、人事院各地方事務局、人事院沖縄事務局、法務省各矯正区、那覇少年鑑別所
	平成17年7月13日(水)14日(木)	(試験地)全国9試験地 (試験内容)人物試験、身体検査、身体測定
第2次試験	平成17年8月30日(火)	(発表会場)人事院事務局、人事院各地方事務局、人事院沖縄事務局、法務省各矯正区、那覇少年鑑別所

お答えします

??今回の質問は??

「法務省の予算」について

「法務省の予算」は、どのくらいの額になるのですか?

また、どのようなことに使われるのですか?
平成17年度法務省予算は、総額約7千938億円となっています。
法務省では、全国で約5万1千人の職員が勤務しており、また、刑務所など約1千800もの多数の施設を抱えています。このため、職員の給与や庁舎の維持費などに、法務省予算の大部分を充てています。

平成17年度予算で新たに認められたのは、どのようなものですか?

新たに認められたものとしては、国民が裁判員として刑事裁判に参加する裁判員制度を円滑に導入するための啓発活動経費(新規:3億2千万円)、全国どこでも法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を受けられる身近な司法を目指すための司法ネット準備経費(5億3千万円増)、資力が乏しい人が民事裁判を受けられるようにするための法律扶助事業経費(5億円増)のほか、刑務所の収容人員増に対応するための民間委託経費(14億1千万円増)、バイオメトリクス活用の活用による出入国審査体制強化経費(2億2千万円増)などがあります。

司法試験の合格者数については平成14年に1200人程度、平成16年に1500人程度とそれぞれ増加されてきており、平成22年ごろには年間3000人程度を目指すこととされています。これらの改革によって、法曹人口の大幅な増加が実現されることとなります。

この裁判員制度に関する法律は昨年5月28日に公布され、約5年の準備期間を置いて、平成21年5月までに実際に制度が始まることになっています。
裁判員は、20歳以上の国民の中からくじなどの方法によって選ばれます。通常、6人の裁判員が3人の裁判官と一緒に(場合によっては裁判員4人、裁判官1人)法廷で証人の話を聞いて受ける被告人の話を聞いてたり、証拠として提出された証拠物や証拠書類を調べたりします。それを基に、裁判員は、裁判官と対等な立場で十分に話し合っ被告人が有罪なのか無罪なのか有罪の場合にはどのような内容の刑にするか懲役(年など)を決めます。そして、話し合えた結果を、裁判官に伝えて判決を言い渡します。これで裁判員は役目を果たしたことになります。



模擬法廷(最高裁判所で作成した1つであり、確定的なものではありません。)



借主(供託者)
家主(地主)
(供託金)
(供託所)
(代理店)
(日銀)

「供託ってなに?」
例えば、アパートを借りている人が家主を払ったところ、家主さんから家主の値上げを求められ、差し出した家主を受け取ってくれなかった。この場合、その家主を供託所(全国の法務局・地方支局)へその支局等のところへ、家主に供託すれば、家主に家主を支払ったのと同じような扱いを受け、後で、家主を支払わなかった、などと言われないことが避けられます。このように、供託とは、お金などを供託所に提出してその管理をゆだね、最終的には供託所がお金を返すという仕組みです。

なぜ、インターネットで供託できるのか?
最近パソコンが普及し、インターネットを利用する人も増えてきました。もし、このインターネットを使って供託所まで出向かなくてもよくなるので便利です。そこで、供託手続をオンライン化したのです。

この供託所でもできるの?
オンラインによる供託手続は、当面54か所注の供託所で行うことができます。今後、全国に供託所を拡大していく予定です。

インターネットによる供託手続は、当面54か所注の供託所で行うことができます。今後、全国に供託所を拡大していく予定です。
(注) 全国の都道府庁所在地等にある法務局、地方支局(本所)の供託課(50か所)及び大塚支局(1か所)東京法務局(8か所)支局、大阪法務局(東大阪支局、南港支局、北九州支局、那珂地方支局)支局。

インターネットで供託ができます!

いよいよ本格始動!司法制度改革

平成11年に司法制度改革審議会が設置されて以来、本格的に検討が重ねられてきた司法制度改革については、平成16年、最大の改革とも言われた裁判員制度の導入も決まり、その内容が明らかとなりました。ここでは、司法制度改革とはどのようなものか、どのように変わるのかなどについて、改めて簡単にまとめて紹介します。

司法制度改革ってなに?

立法・行政・司法に分けられている国の三権のうち、司法に関する制度を改めようとするのが「司法制度改革」です。だれでも平穩無事な生活を望むところですが、紛争やいさかいに悩まされることが少なくありません。そのような場合、最終的には法律に基づいて問題を解決することにありますが、その仕組み(司法制度)を大きく改めようというのが司法制度改革です。

司法制度改革が必要なの?

社会は日々移り変わります。日本の社会も、戦後大きく変わってきました。例えば、以前は法律などの規制や役所の指導などによって個人や企業の活動で事前に調整する仕組みが主流でした(事前規制型社会)。しかし、次第に、国民一人一人が自分の責任で自由に行動することを基本とし、ルール違反に対しては後からチェック・救済する社会(事後チェック・救済型社会)に変わってきました。また、外国の企業がたまたま日本に進出するなど、いわゆる国際化も進みました。

今回の司法制度改革では、国民に身近で、速くて、頼りがある司法の実現を目指すこととし、具体的には、「三つの柱」を設けました。一つ目の柱は、「国民の期待に応える司法制度の構築」であり、法律問題に関する相談窓口で紛争解決の道案内などをする体制を整えることなどを内容とするものです。二つ目は、「司法制度を支える法曹の在り方の改革」であり、新しい法曹養成の仕組みとして法科大学院をつくること、法曹人口を増やすことなどを内容としています。そして三つ目は、国民の基盤の確立(国民の司法参加)であり、裁判員制度の導入などをその内容とするものです。

司法制度改革関連法一覧

Table with columns: Law Name, Effective Date, Implementation Date. Lists various laws related to judicial reform such as the Civil Procedure Code, Criminal Procedure Code, and the new judicial system laws.

司法制度改革のため、これまで多くの法律ができました。個々の法律は別表のとおりですが、以下、その主なものを、「三つの柱」に紹介します。

どのように変わるの?

「日本司法支援センター」という法人が新たに設立され、国民の皆さんが、全国どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられるようになります。具体的には、同支援センターは、国や地方公共団体、さらには弁護士会やその他の団体等と連携、協力しつつ次のような業務を行います。相談窓口業務(相談の受付、情報提供、関係機関等への案内等)、民事法律扶助(経済的に困っている人に対する裁判の代理費用等の立替え等)、被疑者・被告人のための国選弁護人の選任態勢の確保、司法過疎地域対策(弁護士が少ない地域でも情報や法律サービスの提供が受けられるようにすること等)、犯罪被害者支援等。なお、同支援センターは、平成18年秋ごろ業務を開始する予定です。

もう少し詳しく教えて

司法制度改革のため、これまで多くの法律ができました。個々の法律は別表のとおりですが、以下、その主なものを、「三つの柱」に紹介します。

裁判員制度 Q&A (第5回)

1 裁判員になったことでトラブルに巻き込まれますか?
裁判員の名前や住所などは公にはされません。評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにはされません。裁判員のみ皆さんの安全を確保するために、裁判員やその親族に対し、威迫行為をした者を処罰する規定が設けられています。なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う場合があります。

2 裁判員には日当や交通費は支払われるのですか?
支払われます。具体的な金額については、今後決まります。

3 裁判員となるために仕事を休むことはできますか? また、仕事を休んだことで会社から解雇されるようなことはありませんか?
裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

4 裁判員候補者として裁判所から呼ばれる可能性はどのくらいなのですか?
平成15年の裁判員制度対象事件は3,089件でした。日本全国の選挙権をもっている人の数が約1億2,230万人(平成15年衆議院議員選挙時)ですので、仮に1事件につき裁判員候補者として50人から100人が呼ばれるとすると、1年間で約330人から660人に1人が裁判員候補者として呼ばれることになります。